

(一社) 日本音楽ヘルパー協会

ミュージックセッション施行規定

当協会に所属する音楽ヘルパー^{TM(※1)}が、各施設（高齢者・障がい者）及びその他の会場で実施するミュージックセッション（音楽療法）は、レシピ本“いつでもどこでも音楽ヘルパー”の著者織畠匡子（教育学士）と、監修者宮本正一（医学博士）の提唱に依るものとし次の3つの柱を持つ。

(1) 歌唱 **(2) タオルビクス^{TM(※2)}** **(3) 手話歌体操^{TM(※3)}**

(1) 歌唱について

基本的に協会作成の歌詞カードを用いて、発声法・回想法・群読法・傾聴法その他口腔ケア等の手段とする。

(2) タオルビクスTM について

レシピ本 P 110～114 を参照にして行うこと。有酸素運動や全身運動を目的としている。

使用曲は各セッションリーダーが責任をもって選曲する。

（童謡・唱歌・愛唱名歌・民謡・フォークダンス曲等）

(3) 手話歌体操TM について

手・指体操と歌唱を組み合わせ（デュアルタスク）、大きな筋肉を動かし、脳トレ・イメージトレーニングする事を目的とする。

使用曲は（一社）日本音楽ヘルパー協会作成のものを使用すること。

(註) (※1)(※2)(※3) は当協会が保有する登録商標。